

議案第59号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求
める。

1. 令和元年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算（第3号）

令和2年 4 月 22 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

令和元年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算（第3号）

令和2年 3 月 3 1 日

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和元年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算（第3号）

令和元年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,280千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年 3 月 3 1 日 専 決

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 電気事業収益		26,436	145	26,581
	1. 営業収益	18,926	87	19,013
	2. 財務収益	7,510	58	7,568
歳入	合計	30,135	145	30,280

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 電気事業費用		26,477	173	26,650
	1. 営業費用	26,477	173	26,650
2. 予備費		3,658	△28	3,630
	1. 予備費	3,658	△28	3,630
歳 出	合 計	30,135	145	30,280

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

船上山 (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 電気事業収益	26,436	145	26,581
歳 入 合 計	30,135	145	30,280

(歳出)

船上山 (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 電気事業費用	26,477	173	26,650			173	
2. 予備費	3,658	△28	3,630			△28	
歳出合計	30,135	145	30,280			145	

2. 歳入

(款) 1. 電気事業収益 (項) 1. 営業収益

船 上 山 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 電力料	18,926	87	19,013	1. 電力料	87	電力料 87
計	18,926	87	19,013			

(款) 1. 電気事業収益 (項) 2. 財務収益

1. 受取利益	138	48	186	1. 預金利息	48	預金利息 48
2. 基金収益	7,372	10	7,382	1. 基金収益	10	基金繰入金 10
計	7,510	58	7,568			

3. 歳出

(款) 1. 電気事業費用 (項) 1. 営業費用

船上山 (単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 水力発電費	26,477	173	26,650			173		11. 需用費	△57	光熱水費	△57
								25. 積立金	230	船上山小水力発電施設管理基金利子積立金(修繕)	△129
										欠損調整積立基金(船上山発電所基金)	182
										欠損調整積立基金利子積立(船上山発電所基金)	29
										建設改良積立基金利子積立(船上山発電所基金)	148
計	26,477	173	26,650			173					

(款) 2. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	3,658	△28	3,630			△28			△28	
計	3,658	△28	3,630			△28				